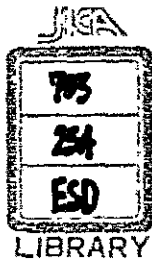
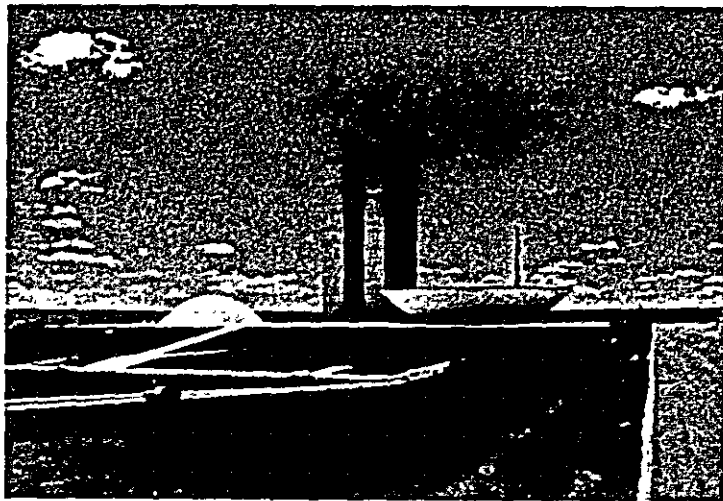


保存用

啓発資料 No.1058

ブラジル工業技術移住

— 渡航後就労先あつせん方式移住案内 —



国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

国際協力事業団

受入 月日	'84. 8. 20	703
		23.4
登録No.	13163	ESD



戦前のブラジル移住は農業者移住がほとんどでしたが、昭和27年から再開された戦後の移住は農業者移住に、現地で企業経営を行なっている移住者から呼寄せられるという形態の技術者移住が加わり、昭和30年代になって、日本からブラジルへ進出した企業に就労する技術者の移住も始まりました。

国際協力事業団では、自己の技術を海外で活かし能力を伸ばそうとする移住希望者が増加してきましたので、昭和35年から海外で工業技術移住者の紹介先に直接関連のある企業等を調査し、また、移住希望の職種見込み等を考慮して求人開拓を行ない工業技術移住者のあっせんを開始しました。

これまでのあっせん方法は、海外企業の求人申込みをうけて求人条件に適合する移住希望者を紹介する「求人連絡方式」と一定の資格を備えた移住希望者の希望、能力に適合すると思われる企業を海外で選定して紹介する「求職連絡方式」であり、昭和53年3月末までに2,738名（同伴者を含む）の工業技術者、技能者が国際協力事業団の相談・指導をうけて移住し日系企業のみにとどまらず外国系の進出企業および内国地場企業に就労しています。

「渡航後就労先あっせん方式」……職務給制度を採用するブラジルにあっては直接面接して労働条件を決定する慣習が強く、従来書類によるあっせん方法のみでは多数の求人企業へのあっせんが困難である等の不便な点がありました。

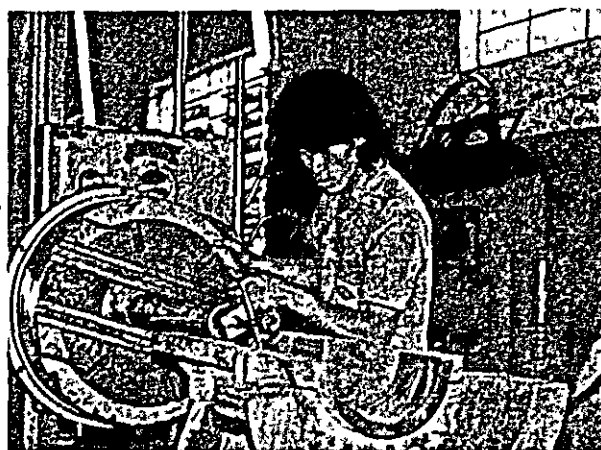
この為国際協力事業団では特に定めた移住の資格、条件を備えた技術者のブラジル移住をあっせんし海外において、移住者の能力に適合する就労先を紹介し、移住者と企業（求人者）との間における雇用関係の成立をあっせんする「渡航後就労先あっせん方式」移住の取扱いを開始することとしました。

「特徴」……「渡航後就労先あっせん方式」移住の場合、移住希望者は現地において就職しやすい職種についての経験者であること、特に定めた資格、条件を備えていること、移住当初の生活費やその他の費用として一定額以上の資金を携行すること、疾病や事故傷害に備えて少くとも1年間の保障がある疾病・傷害保険に加入すること等が、これまでのあっせん方式移住の場合と異なりますが、また渡航後速やかに希望する条件で就労先を決定するための決意と努力が必要であります。

さらに何らかの理由により就職ができず帰国を余儀なくされるようなことも考えられます。この場合の帰国に要する旅費等は全額自己負担であり、また国

から渡航費の援助を受けて渡航した移住者にとっては、渡航後2年以内に帰国する場合、援助を受けた渡航費の全額を返納しなければならないこととなっています。

「渡航後就労先あっせん方式」による移住の申込みに際してはこれらの事情を十分に理解し渡航前に就労先が決定する「求人連絡方式」および「求職連絡方式」の移住の方法と比較して慎重におきめ下さい。



(就労中の日本人移住者)

1. 渡航後就労先あっせん方式の説明

国際協力事業団（以下「事業団」という）の相談・指導をうけてブラジルに移住し現地において事業団海外支部が就労先をあっせんする移住の取扱い方式です。

取扱いの内容、移住手続等の主な点は次のとおりですが、詳細については事業団国内支部（末尾所在地一覧表参照）に照会、および相談下さい。

2. 申込み

(1) 受付

事業団国内支部では、申込みを常時受付けております。

(2) 申込書類

事業団国内支部へ次の書類をご提出下さい。

ア 工業技術移住申込書	3 部	事業団指定用紙
イ 健康診断書	2 部	〃
ウ 念 書	2 部	〃
エ 戸 籍 簿 本	3 部	
オ 写 真 (5×7cm)	5 葉	
カ 最終学校卒業証明書	2 部	

※ 事業団指定用紙については無料で交付いたします。

(3) 資格・条件

ア 職 種	53年度については次の職種とします。
	電気技術者（一般） 航空機技術者
	電子技術者（一般） 化学技術者
	電気通信技術者 冶金技術者
	機械技術者（一般） 品質管理技術者
	造船技術者 以上9種目

※ 取扱い職種はブラジル側の事情により変更される場合があります。

イ 経 験	取扱い職種について原則として工業系大学卒業で3年以上の実務経験を有していること。
ウ 学 歴	工科系大学卒業者
エ 年 令	原則として25歳以上 40歳前後までの者
オ 健 康	身心共に健全でブラジル国入国関係法規に規定する病 気および肉体的欠陥を有していないこと。
カ 携行資金	現地到着当初最低3カ月間の生活に必要な資金および 片道の航空料金を支弁しうるに足る額以上の資金を携 行すること。 単身移住者 63万円以上（3カ月間の生活資金引当 金約30万円、および片道の航空料金相当額約33万円） 家族移住者 単身移住63万円の積算方法を基準とし て家族構成員数により算出した額以上
キ 疾病傷害保険	渡航前に少なくとも向こう1年間の保障期間をもつ疾 病傷害保険に加入すること。

例としてA保険会社をみると

- ア 保障期間 1カ年
- イ 保険の内容
 - A 疾病費用保険
 - (A) 入院費 } 掛金 5,530円で治療実費
 - (B) 手術料 } 100万円まで
 - B 事故傷害保険
 - (A) 治療実費 掛金 4,550円で100万円まで
 - (B) 死亡 } 掛金 12,400円で1,000万円
 - (C) 後遺傷害 }
- ク 講習 事業団の実施する工業技術移住者講習会（渡航前に開催）に出席すること。
- ケ その他 別に定めた様式の「念書」を提出すること。

3. 選 考

申し込みを受けた国内支部では工業技術移住者選考委員会を開催して技能、人物およびその他の状況について次の方法で審査します。

- (1) 技術審査 選考委員は「技術経歴内容調書」をもとにして技術の内容等について口頭試問を行ない技術程度を確認します。
- (2) 人物審査 選考委員は、面接試問を行ない、表現力、堅実性、移住意欲等について審査します。
- (3) 性格検査 選考委員は内田クレベリン精神検査法および矢田部ギルフォード性格検査法に従って性格検査を行ないます。

4. 判定と指導

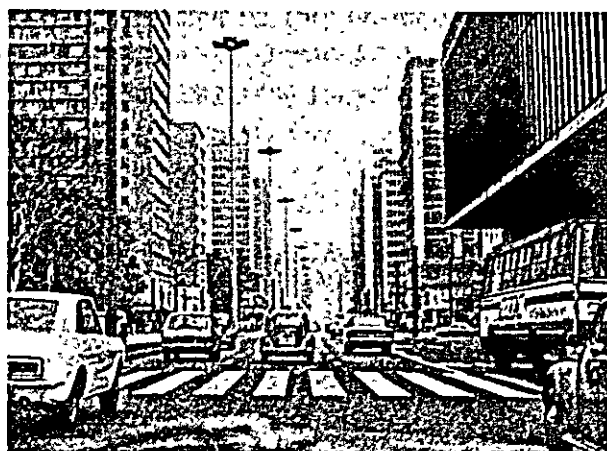
選考委員の審査にもとずき移住希望者の適格性を総合的に判定し、渡航後就労先あっせん方式による移住が適当と判断されたときは、国内支部はその旨を移住希望者に連絡いたします。

また、次の書類の作成を指導して移住申込の際に提出された書類とともに事業団本部へ提出します。

なお、国内支部で渡航後就労先あっせん方式による移住の適格性を判定し

適当と認めたことはブラジル国における就労を保証することを意味するものではありません。

ア	移住者渡航費支給申請書	2 部	事業団指定用紙
イ	移住者支度費および集結旅費申請書	2 部	“
ウ	年間所得証明書	2 部	“
エ	資産保有状況申告書	2 部	“
オ	その他本部が特に必要と認める書類		



(人口1,000万人。発展を続ける中南米諸国最大の都会サンパウロ市の中心街)

5 紹介予定先事業所調査と採用試験の予約

事業団本部では、国内支部から提出された工業技術移住申込書およびその他の書類を书面審査し、渡航後就労先あっせん方式による移住申込が適当と判断したものについて、移住申込者が現地に到着後、速やかに就労先が確定できるよう紹介予定事業所を数社選定して事前調査を行ない適当と思われる事業所からは採用試験受験の予約を取付けます。

海外支部では採用試験の予約を取付けた移住者について入国許可申請をブラジル外務省・労働省に対して行ないます。

なお、採用試験の予約は移住申込者を試験して採用する場合、就労場所、

職種、予定賃金、その他の労働条件を内容としておりますが予約の時点で雇用関係の成立を保証するものではありません。

また、受験に伴う交通費、食費等は本人の負担となります。

ブラジルにおいて事業所（求人者）が移住者（求職者）を採用試験した後、同国の労働法等関係法規にのっとり労働社会保障手帳に労働条件を記載して雇用関係が成立することになります。

6. 移住者適格通知書の発給

事業団本部では海外支部からの紹介予定先事業所と採用試験の予約内容の連絡にもとずき適当と思われるものについてはその内容、事業所の概況等を国内支部を通じて移住申込者に連絡し移住者適格通知書を発給いたします。

7. 国内の援助と指導

事業団では移住のために必要な諸手続および渡航準備について相談に応じまた次の援助と指導を行ないます。

(1) 諸手続

- ア 旅券申請および査証申請書類の作成についての相談
- イ 公共職業安定所に対する雇用保険等の受給手続の相談
- ウ 疾病傷害保険加入についての指導
- エ 携行荷物についての相談・指導
- オ ブラジル大使館（極東選考事務所）が行なう確定選考についての受験指導

(2) 渡航費等

- ア 渡航費の支給 渡航費支給基準にもとずき一定額の所得以下の移住者に対し単身者の場合は所要航空料金の80%を支給します。家族を同伴する移住者の場合は一定額の所得以下の者には所得航空料金の100%即ち全額支給します。ただし、2年以内に帰国した場合は原則として支給された渡航費は返納しなければなりません。
- イ 支度金の支給 満12歳以上の者1名につき7,000円、12歳未満の者半額、3歳未満の者1/4額を支度金として支給し

ます。

- ウ 集結旅費の支給 現住所から海外移住センター（横浜市）までの旅費（電車賃）1/2相当額を集結旅費として支給します。
- エ 講習参加経費 現住所から工業技術移住者講習会会場（海外移住センター）までの旅費（電車賃）往復分を受講旅費として支給します。
また、講習期間中の食費、宿泊費は無料で、教材の一部も支給します。

(3) 講 習

移住者の現地社会への適応性を高めるため、語学を中心に現地の生活、工業、労働政治経済事情等を内容とする講習、および技術専門学科と実技補完訓練を工業技術移住者講習会で行ないます。（期間は40日です）

なお、講習の結果、不相当と判断されるものについては移住方式の変更或いは移住者適格通知を取消すことがあります。



（講習会風景。ブラジル語を中心に生活、就労に必要な事情をマスターする。）

8. 海外の援助、指導

事業団では移住者の生活および就労態勢の確立を早期に図るため次の援助、指導を行ないます。

- (1) 移住者の入国の出迎え、税関検査については必要に応じ通訳等援護いたします。

- (2) サンパウロに到着した日から40日間技術移住センターに無料宿泊を認めます。
- (3) 技術移住センター入所の最初の15日間についてはブラジル社会への適応力向上を助成するため適応研修会を行ない、その期間中は給食を実施し食費は無料といたします。なお、それ以降は自費外食となります。
- (4) 鑑識手帳および労働社会保障手帳の取得手続のあっせんをいたします。
- (5) 技術移住センター入所の期間中に必要に応じ住居のあっせんに努力いたします。
- (6) 技術移住センターでは随時各種研修会を開催し、また技術能力を向上させるための技術関係書籍・資料を整備しております。

9. 就労先のあっせん

海外支部では適応研修会終了次第、次により就労先のあっせんをいたします。

- (1) 採用試験の予約を取付けている企業の採用試験を受験する手配を行ない雇用関係の成立をあっせんいたします。
- (2) (1)の企業への就労あっせんが不調となった場合は同程度の労働条件を有する他の企業への就労あっせんを行ないます。
- (3) 現地の労働力需給事情のほか、企業側の移住者についての評価等によって(2)に準ずる労働条件を有する企業への就労あっせんが困難な場合には、現地の通常の労働条件を有する企業を紹介しあっせんに努力いたします。
- (4) 就労した企業を退職し、海外支部にあっせん方申し出たものについてはあっせん活動を再開いたします。

10. 心得等

- (1) 移住者は技術移住センター入所中の40日間に納得のゆく条件で自己の能力を十分発揮できる就労先を確保するため自らも努力して下さい。
- (2) 海外支部の積極的なあっせん活動にも拘わらず万一移住者が就労先確保のための努力を怠るような場合には慎重に検討してあっせん活動を打切ることがあります。

(3) 海外支部のあっせんを受けずに就労先を決定した場合にはその旨海外支部へ申出て下さい。

渡航後就労先あっせん方式移住を選択される移住希望者は、この案内記載の内容を充分理解し別様式の念書を技術移住申込の際必要書類の一つとしてご提出して下さい。

なお、移住するまでの期間をブラジル語の勉強等に有効に活用されます様お奨めいたします。



(日系企業・社内食堂での食事風景)

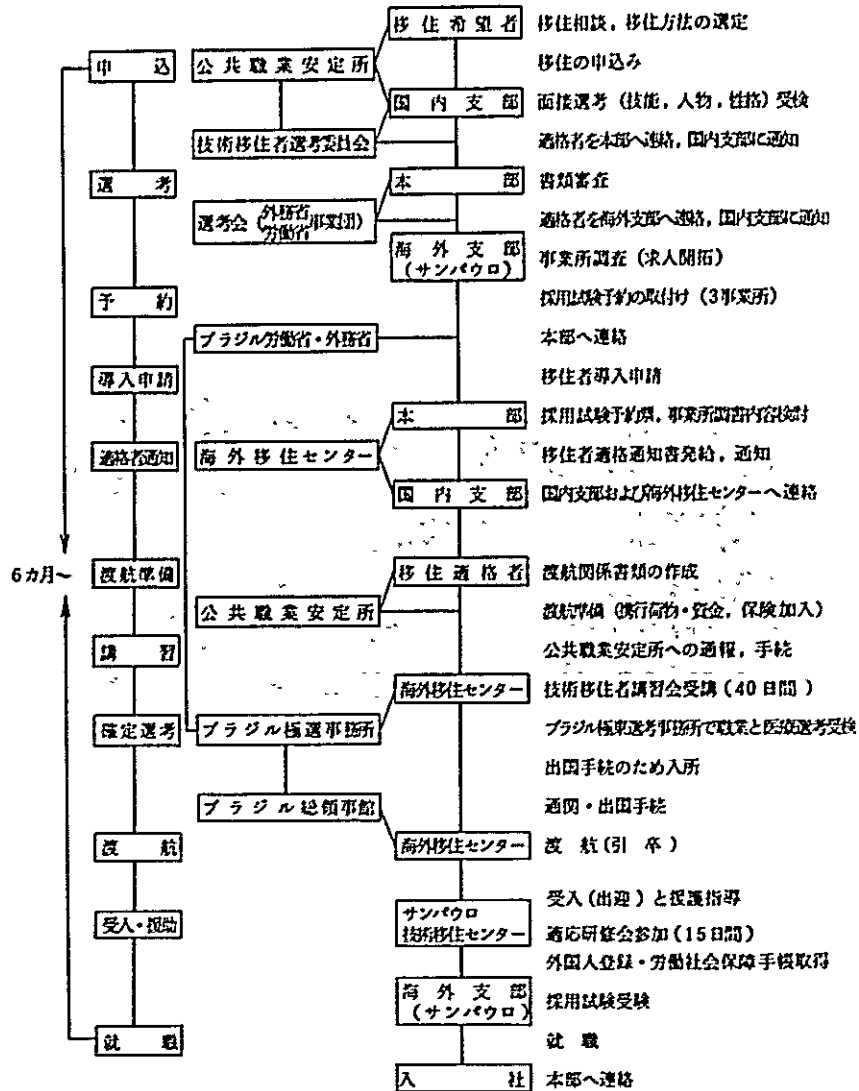
手続関係解説図

渡航後就労先あっせん方式技術移住

(手続の流れ)

摘 要

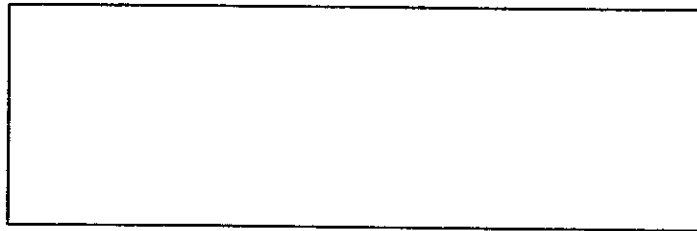
(関係機関)



国際協力事業団移住部門国内機関一覧表

機 関	〒	所 在 地	電 話
本 部	160	東京都新宿区西新宿2-1 (新宿三井ビル)	03 346-5370
(附 属 機 関)			
海外移住センター	235	神奈川県横浜市磯子区西町16の5	045 751-1121 ~5
(国 内 支 部)			
北 海 道 支 部	060	札幌市中央区北1条西5の3 (北1条ビル)	011 221-6661 ~3
仙 台 支 部	980	仙台市本町3-4-10 (宮城県水産会館内)	0222 63-0795
東 京 支 部	160	東京都新宿区本増町8-2 (住友生命四ッ谷ビル内)	03 359-8281 ~4
名 古 屋 支 部	460	名古屋市中区丸の内2-4-7 (愛知県産業貿易館西館8階)	052 221-7103 ~6
大 阪 支 部	530	大阪市北区曽根崎新地1-3-16 (京富ビル内)	06 345-3621
神 戸 支 部	651	神戸市中央区御幸通8-1-6 (神戸国際会館内)	078 221-6520 251-3760
広 島 支 部	730	広島市基町10の3 (県自治会館内)	0822 27-0471 21-7411
高 松 支 部	760	高松市番町5の1の24 (観光ビル内)	0878 33-0901
福 岡 支 部	812	福岡市博多区博多駅前2の9の28 (福岡市商工会議所ビル内)	092 411-1846 451-3380
熊 本 支 部	860	熊本市花畑町1-4 (熊本東京生命館内)	0963 22-1315
神 戸 支 部	900	那覇市西3丁目10の102	0988 68-0136 68-4415

海外移住のご相談は……



国 際 協 力 事 業 団

〒160 東京都新宿区西新宿2-1(新宿三井ビル)
TEL (03) 346-5370

(1978. 11-2,000)